

登録事項変更届出書

受付印	経由印	観光庁長官 登録 鹿児島県知事 旅行業 第 号 旅行業者代理業
変更事項（新旧の対照を明示すること。）		
新	旧	
観光庁長官 殿 鹿児島県知事 年 月 日 旅行業法第六条の四第三項の規定により登録事項の変更の届出をします。 この届出書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。 届出人の氏名又は名称		